

女性活躍推進法に基づく一般行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 6月 1日 ~ 令和8年 5月 31日までの5年間

2. 内容

目標1：女性管理職を 3名以上増やす。

<対策>

- 令和3年 6月～ 管理職候補の人選
- 令和3年 8月～ 管理職マネジメント研修
- 令和4年 1月～ ジョブローテーション実施

目標2：一般職のキャリアアップに向けた研修の受講率を男女共に40%にする。

<対策>

- 令和3年 6月～ 研修スケジュール策定
- 令和3年 8月～ 受講者の人選
- 令和3年 9月～ 研修随時実施